

平成 22 年 10 月 7 日  
入札監理小委員会

## 入札監理小委員会における審議の結果報告

### 消費動向調査

内閣府所管の消費動向調査に係る業務については、民間競争入札を実施するものとし、平成23年度から落札者による事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている。

これに基づいて内閣府から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

#### ○ 入札参加資格について

##### 【論点】（実施要項 9 頁）

実施要項の検討において外部有識者を含む評価委員会を活用する場合、委員及び委員が属する民間事業者でないことを定めているが、外部有識者については、企画書の評価においてのみ活用しているのであれば、実際の活用方法に即して記載すべきではないか。また、この場合、活用する外部有識者の所属、氏名等を事前に公表すべきではないか。

##### 【対応】

外部有識者については、企画書の評価においてのみ活用することから、「落札者を決定する技術等審査会の評価者として指名された外部有識者本人又はこれらの者との利害関係を有する事業者でないこと」と修正した。

また、外部有識者の所属、氏名等については、今回は事前に入札参加説明会等において周知することとした。

以上